

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年12月9日(月)			
会議時間	開会	午後2時30分	閉会	午後4時14分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 淵 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 千 葉 信 吉 委員			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	時枝教育長、千葉教育次長、八木学校教育課長、金野保健係長、木村栄養主任主査、菊池主任主事			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	1 所管事務調査 (1) 学校給食に関する保護者アンケート調査結果について(報告) 2 請願審査 (1) 請願第6号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願について			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和6年12月9日

(午後2時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

千葉信吉委員から、遅参の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

議事に入ります。

本日の所管事務調査及び請願審査に当たり、当局から教育長の出席を求めたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、議長を通じて、教育長の出席を求めることといたします。

これより、所管事務調査を行います。

初めに、学校給食に関する保護者アンケート調査結果についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

時枝教育長。

教育長 : さきに御説明いたしました学校給食に関する保護者アンケートにつきまして、集計が終了いたしましたので、その概要を学校教育課長のほうから説明させます。

委員長 : 八木学校教育課長。

学校教育課長 : 前回、10月18日に給食に関するアンケートを行うことについて御説明しましたが、今回はその結果をお知らせします。

まず、回答は約3,000世帯、およそ63%の保護者世帯からいただくことができました。

質問は8つありました。

初めの2つは、お住まいの地域とお子さんの学年についてです。

質問1は、地域ごとの回答率、質問2は給食を喫食している一番上のお子さんの学年になります。

質問3、学校給食の満足度、「満足」「どちらかといえば満足」という肯定的な回答が全体の約9割となっています。

質問4、学校給食で満足している点を3つ挙げていただきました。

「栄養バランス」や「献立の内容」など学校給食の内容について、満足していると回答した保護者は全体の7割以上となっています。

なお、日数、給食費の満足度は、どちらも1割に満たないものとなっております。
質問5は逆の質問となります。

学校給食で不満に感じている点を3つ挙げていただきました。

こちら質問4と同様に、「おいしさ」や「献立の内容」というものがありました。

これは食の好みや普段の食事、食べ慣れていない、慣れているものなどによっても回答に影響が出るものと思われました。

なお、「日数」と「給食費」に対する不満度は、満足度よりも多い割合で出ております。

質問の6、学校給食で重視するものは、給食内容に関するものとなっております。

「栄養のバランスの良さ」「おいしさ」「豊富なメニュー」という中身が上位3つとなっております。

また、給食日数と給食費では、給食日数を重視している回答となっております。

質問7、質問8は、それぞれ3択の中から選んでいただくことになっておりまして、円グラフのような形の回答となっております。

質問7では、給食の質、質問8では、日数を求める声が多く寄せられる形となっております。

そこで、A3の資料、前回お渡しした資料です。

これはアンケートを行う際に、保護者に配布した資料で、教育民生常任委員にも御覧いただいたものとなっております。

右側の棒グラフを御覧ください。

「給食にかかる1食当たりの費用の推移」ということでの数字となっております。

10月18日の資料では小学校で777円となっていました、今回は数字を見直ししまして、若干の修正訂正がございましたので、お知りおきください。

御覧いただきたいのは、その下の部分になります。

「物価高騰の中でも給食の質を維持」と記載しております。

これまでも給食の質の維持に取り組んできておりまして、食材費も小学校で、県内3番目、そして中学校だと県内で2番目の金額でした。

しかし、現在の給食費になった令和2年度から物価が20%以上上昇し、今も不安定な状況となっております。

給食の提供日数と質の維持という保護者の方々の声も生かしながら考えてまいりますと、今の食材費では賄うことが困難になっており、給食費及び保護者負担への対応については今後検討してまいりたいと考えているところです。

以上、説明させていただきました。

委員長：これより質疑を行います。

千葉大作委員。

千葉(大)委員：今の物価高騰の中で、やはり限界がきているという観点から、こういうアンケートをしたと思うのだけれども、上げるとすればいかほどになるのか、その辺を示してもらおうといいですね。

そういう試算があるのであれば、教えていただきたい。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：試算まではまだ至っていないのですが、令和2年度の給食費が、小学生だと279円、中学生だと336円と表にあるのですが、令和2年から現在の物価上昇というのが、毎月、出ているのですが、その物価上昇率からいくと、令和2年度から20%以上物価は高騰しているという数値が出ています。

それとは別に米価、牛乳の価格が上がっているので、本来、食材相当額が、学校給食費、保護者から徴収する部分という形で、市の条例でなっているので、その分、食材相当額をどの金額に設定するかというところが、実は今検討している段階でありまして、まだこのぐらいというのはお示しできないのですが、実態とすれば令和2年度から20%以上世の中の物価が上がっているところで、本当に課題と捉えているところではあります。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：これは一関市だけの問題ではなくて、多分岩手県内でも値上がり、物価の上昇が高いということを受けて、学校給食の担当者の方々は考えている、思っておられると思うが、一関市以外の例えば14市の状況は把握していますか。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：我々も予算要求の段階になっておりますので、いろいろな資料をそろえる中で、県内の令和7年度に向けた給食費の値上げをするかどうかという検討も含めてどうなのかというアンケート、調査をしております、13市町村において、今現在よりも、給食費の値上げまたは検討を含むという自治体があります。

既に値上げしますと明言しているところも含まれておりますので、県内では13市町村が検討している段階です。

委員長：那須委員。

那須委員：2点ほど給食費の関係、私もお話を聞きたいと思っていました。

質問5で「給食費」を不満に感じている方が10.1%で、約1割ということですが、例えば給食費の金額に対しての不満だと思いますけれども、実際はこの中では、もちろん今までいろいろ一般質問でもありますけれども、給食費の無償化ということまでアンケートでは判断できないと思いますけれども、約10%の方が不満に感じているところはどのように分析しているか。

それから日数については、先ほどの資料で小学校で給食の日数は170日、中学校では164日ということで、この資料を見て、実際もっと増やしてほしいという不満なのか、いやもっと減らしてもいいという満足なのかをお伺いしたいと思います。

委員長：八木学校教育課長。

学校教育課長：今、那須委員から御質問いただいた中身が、ある意味、質問7と質問8の円グラフのオレンジの部分を表しているものに近いのではないかというのがこちら側としての捉え方となっております。

質問7は、現在の質を下げてもいいので、保護者負担を上げないでほしい、質問8は日数を減らしてもいいので、保護者負担を上げないでほしいという部分、この辺りという捉え方をさせていただきました。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：先ほど給食費の値上げについて検討をしている市町村が13市町村、この中に一関市も入ると思うのですが、全ての市町村に聞いた結果なのか、全部でどのぐらいかちょっと私も分からないのですが、割合としては少ないと思っているのですが、それともう一つは、質問7、質問8の回答の中で、「どちらともいえない」と回答された方は質問7が44.6%、質問8が36.9%ということで、これが非常に日数も下げないでほしい、保護者負担を上げないでほしいというような意見が入っているのかと思っているのですが、教育委員会としての解釈はどうかということをお聞きしたいと思います。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：質問7、質問8については、佐藤委員がお話ししたような捉え方、考え方ももちろんあると思いますが、今回アンケートに関しては、素直に保護者から、「現在の質を維持できるなら保護者負担が上がってもよい」「給食の日数を維持できるなら保護者負担が上がってもよい」、そこが一番ストレートなところが正直に出ていて、こうではないかという想定ではなく、この事実をまず重要視したいと思っておりました。

多分そのグレーのところについては、佐藤委員が感じているような方々も含まれていると思いますけれども、どうしてもこうあってほしいというこちらの思いなどもあるので、そこはイコールとは言い切れないところがあります。

ただそういう葛藤がある方が、グレーのところ、「どちらともいえない」という形を選んでいただいているのではないかと捉えております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：13市町村は、どのぐらいの割合になるのでしょうか。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：全体で33市町村のうちの13市町村となりますので、3割ぐらいはそう感じられていると捉えています。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私も質問8番の8.2%の方々のことが気になりました。

また、佐藤委員と似たような中身ですが、この8.2%の方々に対して、私としてはこの全体的な流れの中で、給食費を上げていかざるを得ないのではないかという意見を持っております。

しかし、この中ではっきりと「給食の日数を減らしてもいいので保護者負担額を上げないでほしい」という方々に対して、どのように答えていったらいいのか、そのところが私自身の中ですごく葛藤があります。

そういう方々に対しては、どのように考えていったらいいのか、教育委員会としてどういうお考えがありますか。

委員長：時枝教育長。

教育長：この部分で、本当に経済的な支援が必要な方が含まれているとすれば、適切な手続きをしていくということがあると思います。

あと全数調査したのは、日数、給食費、質などを勘案していったときに、全体はこのように考えているというアンケート結果から、教育委員会の取る施策について御理解いただく基礎資料になると思っておりますので、全体がこのように多い状況なので、このような判断をしましたといったときに、皆さんに理解いただくという扱いであります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今回のアンケート調査、集計されて説明いただきました。

これからこのアンケートを使って、結果を使ってどういうストーリーで今後検討していくのか、年単位なのか、月単位なのか分かりませんが、そこについて確認をしたいと思っております。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：まず今回アンケートを集計したことで、保護者が学校給食に対して何を一番重要視しているのかということをもっと押さえることができましたので、それを踏まえて、学校給食の在り方を今検討しているところであります。

また、今日議会でも答弁させていただきましたが、物価高騰は全然とどまるところを知らないのです。今現在、令和2年度の物価指数で給食費というのが設定になっていることから、まずは質や日数を維持してほしいという保護者のニーズに応えながら、教育委員会としてどのように学校給食を提供していくかというところで、安定した質を求める

ため、食材購入の価格はどの程度まで設定できるのか、それがイコール給食費として見直したほうがいいのか、これまでのように据え置きしたほうがいいのか、そこも含めて今、鋭意検討しているところです。

これを受けて、年内中には食材費、給食費の関係、保護者の負担も含めて、どういう施策を展開していくか財政とも協議しながら詰めて、年明けには一関市学校給食センター運営委員会を予定しておりますので、そちらのほうにアンケート結果と今後の学校給食、食材費、給食費、公費負担を全てその辺に関わることについての方向性をお示しして、御理解をいただきながら、あとはまた教育民生常任委員会にも説明して、あとは予算を議会に出していく流れであります。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：学校給食の無償化は別としまして今回の案件すごくよかったと思うのは、この要保護、準要保護の部分は分かっているということで、隠れた部分の支援という部分が明らかになってきているということで、すごく評価しているところです。

ちょっと聞き逃したところもあるのですが、この辺をしっかりと、運営委員会もそうですけれども、今度の予算に反映していく中で、やはり手だてをしていくというのは重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

御意見がありましたら、感想もどうぞ。

委員長：時枝教育長。

教育長：このようなアンケート結果で、保護者が相対的にというのは、数が多い少ないだけではなくてこのような思いを持った方がいるということ、全体を踏まえながら次年度の給食費の在り方、あるいは保護者負担の在り方というのは、検討していきたいと思っております。

1点補足させていただきたいことがあるのですが、現在、令和6年度一関市での食材費の額は、県内の中でかなり高い、高額な状況があります。

これは給食の質を保っているところでありますので、このアンケート分析の中で、質を維持してほしいという部分等で、それを維持していく方向であれば、それを基に考えていくということで、あまり質を落としてほしくない、落としていいというようなものはあまり読み取れませんので、そこを前提で進めてまいりたいと思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：このアンケート、紙の回答があったと思うのですが、その割合と、それから私この間、説明いただいたときにも、何かその他で記述欄があったらいいのではないかというお話もしたのですが、その辺が紙ではあったのかと記述項目で何かあったか、それから先ほども最初に話がありましたが、千厩学校給食センターでもやったので低かったということですので、千厩学校給食センターでのアンケート結果といたしますか、その辺のところ

が分れば教えていただきたいと思います。

委員長：八木学校教育課長。

学校教育課長：まず、紙とスマホ等からの回答ですが、圧倒的にスマホ等からの回答が多かったです。

紙は数枚で、学校からの一斉配信メールが届かない状況にある家の方に対して学校が紙媒体で同じ設問内容を配ってくれているということになりますので、回答の中身についても紙だから何か記載されているかではなくて、質問に対する純粋な回答ということをごさいます、今回については自由記述なしの中でやらせていただいた、それに対する回答ということをごさいます。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：千厩学校給食センターのアンケートの実施時期については、我々が行うアンケートよりも、若干早めにやっていたというのもあるのですけれども、そちらはどちらかというところと自由記載で、設問があつてそこに記載をするという中身になっておりました。

やはり自由記載ということで、今回、当市が行ったアンケートも自由記載の場合だと、様々な意見が入ってくるので、今回は学校給食に対して重要視しているのは何かというところを一番把握したかったアンケートなのです。

自由記載では例えば、給食が多い、時間とか、味とか、メニューとか、デザートが欲しいなど様々なことで、質とか日数とかそういったところを把握したかったので今回は自由記載は抑えていたのですが、千厩学校給食センターの抜粋ですが、夏場は運動するのでもう少し味が、塩味が濃いほうがいいのか、いろいろ出していただいてありがとうございました、同じような食事を作りたいので、メニューを出してもらおうとよいか、自由記載ですので、給食費に関して高いとか安いとか、無償化というのがあるかというところ、そういう意見などが結構多く入ってきているので、今回、自由記載というよりは、アンケート実施のときにも説明させていただいたのですが、把握したいものがぶれないで把握できるような設問という形にしたので、千厩学校給食センターのほうでも、給食費無償化というよりは、人気の献立のレシピとか、食材の産地もしっかりしてほしいとか、あと情報発信をこまめにしてほしいとか、そういう意見が書かれているというところでした。

参考までに、給食費の無償化、給食費に関する意見については、あまり自由意見では、ほとんど出なかったというところが実態です。

詳しい報告書ではないので、割愛、抜粋でお伝えさせていただきます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：そういうことも教育委員会がやったアンケートの直前にあつたということで、千厩地域は低くなったというところが、少し高いところ一関地域とか川崎地域から見ると、50%

ぐらい低くなっているというところが、非常に残念だと。

少し反映し切れないところ、保護者の方の意見が反映しきれないところもあったのではないかと考えております。

委員長：時枝教育長。

教育長：その点については千厩学校給食センターとちょっと連携不足であったと思います。

2回調査を行って保護者に負担をかけた結果だと思いますので、ここはお詫び申し上げます。

委員長：那須委員。

那須委員：質問2に戻りますが、お子さんの学年についての回答率が出ていました。

これ見事にと行っていいのか、学年が上に行くにしたがって、回答数が多くなっている格好に見受けられます。

小学校でいうと3年と4年では0.3%、4年生が低くなっていますが、基本的に学年が上がっていく、一番上のお子さんについて記入とのことですが、保護者からするとやはり何年も学校給食を経験してくる中で、今回のアンケートについては本当に興味を持って、回答いただいたのかと思いますが、本来、この給食環境をどうするかということ判断する中ではやはり若い親の人達といますか、このバランスがうまく高学年の親のほうが多くなっているということについてはどういように感じられているか。

逆に、同じぐらいの割合のほうがいいのかと思いながら、逆に若い小学校1年、2年の子を持つ親の回答のほうが興味を持って答えてくれるような感じがいいかと思ったので聞いてみますが、その辺はどういように分析しているかお伺いをします。

委員長：八木学校教育課長。

学校教育課長：質問の取り方のところで、保護者に複数のお子さんの回答を求める形にならないようにするために、例えば、中学校と小学校で兄弟がいたら、上の子のほうのエントリーで回答してくださいという位置づけにしていたので、兄弟がいる御家庭では上の学年で答えたというのがこの状況であります。

委員長：那須委員。

那須委員：上の学年の子のほうが多いので、人数的に多いということになるかもしれない。

ですので、回答率が高いという、本当に見事に上に行くことよって、学年が上に行くにしたがって回答率が見事に上がっていますよね。

そういう理屈ということで理解していいかということです。

委員長：八木学校教育課長。

学校教育課長：那須委員のおっしゃるとおりと捉えております。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、学校給食に関する保護者アンケート調査結果についての調査を終わります。
休憩します。

（休憩 15：03～15：04）

委員長：再開します。

次に、請願審査を行います。

請願第6号、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願についてを議題とします。

本請願については、12月3日の委員会で紹介議員から趣旨説明をいただき、質疑を行いました。

本日は、教育委員会に対して質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：何点か教育委員会にお聞きしたいことがあるのですが、まず、給特法が適用されない教員というのはどういう方々になるのでしょうか。

委員長：時枝教育長。

教育長：子供に実際に授業を行っている、教諭、養護教諭、栄養教諭、欠員や産休補充等の講師が適用になっております。

管理職、行政職である事務職員、あと一関市費の会計年度任用職員、一関市費あるいは岩手県費の非常勤の方。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今回の請願にもありましたけれども、時間外が多くて大変だという話があるのですが、市の教育委員会として、時間外と言っているのか、残業という言葉は適切ではないと思うのですがけれども、時間外の定義が私はよく分からないのです。

時間外ともし言うのであれば、時間外はどのぐらいというのは、掌握されているのでしょうか。

もし掌握されているのであれば、例えば小学校でおおよそ月何十時間、中学校で月何十時間というのがあったら教えていただきたいと思います。

委員長：八木学校教育課長。

学校教育課長：毎月、学校から在校等時間と呼んでいるのですけれども、時間外でいる時間については報告をもらうこととしております。

小中別の何十時間というところは、すみません今手元に数字を持ち合わせておりませんが、報告は求めております。

委員長：時枝教育長。

教育長：報告につきましては、新しく入れました校務支援システムでパソコンを開いた時間から業務が終わる時間まで自動的に集計されるようになりますので、朝早く来た方、始業前に来た方の時間もカウントされるシステムになっております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうしますとスタートと最後は分かりましたけれども、そのコアの部分、ここを超えたら、時間外というのはどういう形ですか。

一般論で、民間の会社ですと、午後5時が就業時間終了となった場合、そこから先30分、10分、15分休憩があつて、いよいよ残業ですとカウントするケースが多々あると思うのですけれども、学校の場合は、午後5時で一旦一区切りになって、それ以降は時間外といいますか、どこが時間外なのか、10時間働いても12時間働いても、ここなのだという、ただ何時間働いたというだけで、その時間外のところ、定義があるのであれば教えていただきたいと思います。

委員長：八木学校教育課長。

学校教育課長：各学校から、毎日何時始業、何時終業というのは毎年、届けをもらっております。

毎日、在校等時間については、校務支援システムの中で集計時間がありまして、その中から7時間45分プラス休憩時間を引くという形の累積の中で、在校等時間の集計は行っているところであります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そのコアの部分、7時間45分プラス休憩時間、トータルからそれを引いた分が、時間外という定義になっているのですか。

委員長 : 八木学校教育課長。

学校教育課長 : おっしゃるとおりです。

ただし、学校の始業時間、例えばスタートが午前8時10分の学校があれば、午前8時15分からスタートの学校がある、そういうことは把握した上でのものであります。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員 : それを基本とすると、一関市の学校の先生1人当たり月大体その今言った7時間45分プラス休憩時間を除いたその差の分は、月平均どのぐらいあるのか、働いているのか。

委員長 : 八木学校教育課長。

学校教育課長 : 教員の月平均ですが、繁忙期、例えば12月、通信簿をつける時期とか、そういう上下があるので、年間のトータルで今新しいシステムの中で、朝の時間も加えることとしましたので、今後その数値についてはどこかでお伝えする機会が得られるのではないかと捉えております。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員 : 働き方改革ということで、ずっと言われ続けて、学校の先生そのものの目的は子供たちのためにといい、そういう熱き思いと使命感でやられていると思うのですが、文部科学省が言っている役割分担、その学校の先生が担う、業務削減のところ、大きく3つのくくりがあります。

「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」、大きく3つに分けて文部科学省は全国に通達をして、その削減をしましょうということで投げかけていますけれども、一関市の場合は、大きな3つのくくりで、いろいろ改善をしてかなり業務時間の圧縮といますか、削減ができていたというのがあったら教えていただきたい。

委員長 : 時枝教育長。

教育長 : 学校・教師が担う業務に係る3分類、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」を、各学校を示しまして、学校の実情によって進めてもらっているというところが実際のところでは。

これは全てにわたって保護者や地域の方との連携があって、それらが今進んでいますので、一律にこれを切り捨てますとなると、非常に学校と地域との結びつきの関係があり、学校経営が難しくなりますので、基本的にはこの3分類を示しながら、学校運営支

援協議会等で話題にさせていただいて進めているところがあります。

特に教育委員会では、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として部活動が挙げられておりますので、地域移行について、毎回の議会でも取り上げていただいているのですけれども、進めたいと思っています。

これ一つについても、地域の指導者とか、あるいは保護者の協力とか、そういう部分の共通理解を少しずつしていかなければいけないところがありますので、この中で、どれは教育委員会として重点にやりますというよりは、学校の実情としてやれるものと難しいところと、そこは上げていただきながら、校長会議等で全体を掌握しながら進めているというところでもあります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：この3分類、文部科学省の資料ですと14項目があるのですけれども、今教育長がおっしゃったように、学校ごとに特色があって、いろいろなやり方がありますと言ったときに、教育委員会の肌感覚として、以前の業務より、時間外と言ったらいいのか、その業務の削減ができていているという感じを受けているのか、それともまだまだ大きな変化はないのか、その辺について教育長の肌感覚を教えてください。

委員長：時枝教育長。

教育長：学校訪問をして感じているところは、特に項目の1番目の登下校に関する対応です。

安全の日など地域の方が交通指導に立っていただいているところに必ず教職員も立っていたのですけれども、説明をして教員が立たなくても理解を得ているという学校は多いところがあります。

これも先ほどの部分と同じですけれども、先生も出てほしいという要望が強いところは、人数を減らしながら対応しているところもあります。

あと調査統計への対応や授業の準備、学習評価や成績処理、進路指導というものについては、今年度導入しました校務支援システムが軌道に乗れば、かなり進むのではないかと考えております。

委員長：門馬委員。

門馬委員：先ほど岩淵委員も言いましたけれども、時間外という話になりますけれども、まず管理職以外の先生は、教職調整額4%ありますが、通常はその範囲内で終わりということでしょうか。

そしてあとは、超勤4項目が定められていて、校外実習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務という場合は、やむを得ないから時間外勤務を認めるとなっているのですけれども、もし学校の先生がそれ以外にやっている場合は、先ほど言った在校時間外というこ

とで、超勤には当たらないのか、そこら辺をお聞きしておきたい。

委員長：時枝教育長。

教育長：この部分は、今回中央教育審議会が答申した、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和6年8月）」の中の、教職の魅力向上をさせて子供たちの教育のためにすぐれた教師を確保するという事の中に、教職調整額の見直しもあるのですが、大きく見ますと、業務負担と長時間勤務を減らしながら、専門職にふさわしい処遇を実現するという事を一体と考えないと難しいところがあります。

ちょっとお時間をいただきたいのですが、先ほど言いました教職調整額の適用になる教育職員については、他の公務員とは違って、子供たちの人格あるいは人材育成に当たるということで、高度な専門職という押さえ方をしております。

高度な専門職、専門的な知識や技能が求められる高度な専門職であると押さえられているところがまず第1点です。

そして、教員の仕事、教職、教職調整額の出る子供たちを指導する仕事に就いている仕事は、全人格的なものであって、教員は一人一人力も違いますので、教員自身も日々成長していかなければいけないという部分があります。

目の前の子供たちは、日々変化していきますので、それに対応していかなければいけませんので、先ほどの超勤4項目というのは、管理職が教員に命令して、これをやりなさいという部分が示されておりますが、一般の行政職のように管理職から今日はこれをやりなさいと言ってこれをやってそれで終わりましたというのではなくて、目の前の子供たちを見たときに、自分の持っている教育的見地から、教師自身がここはやったほうがいい、ここは必要ない、これが自主的、創造性に委ねている部分がありますので、例えば、授業の準備をしなさいと校長が命令を出しますと、その命令は超勤4項目にありませんので、勤務時間にやらなければいけないものとなります。

職務命令です。

それを例えば教科書をきちんと明日のところまで見ておくのでいいから、時間内にやりなさいと言ったときに、教員一人一人が、それではちょっと子供たちに立つ自信がないので、もう少し調べたいとか、準備したいということは、先ほどの職務命令による超勤4項目ではなくて、自主的、創造的な判断でやるという部分になりますので、繰り返しになりますが、行政職のように終わりが決まっていて、職務命令で勤務時間外にそれをやりなさいという命令をするのみではなくて、自分の自主的な創造的な判断でやっていく部分がありますので、校長の管理職の指揮命令による業務と、自主的で自立的な判断に基づく業務が一体的になって教育職の仕事は進んでいきますので、その部分で処遇改善ということで、今までの教職調整額よりも、時代も変わっているので、そこを上げていくことで、処遇を改善していくということと、そのような自主的、自発的なものも含めて、教職員の健康とか生きがいとかという部分については、やはり長時間勤務はまずいことですので、業務改善をしながら、より1日の中で自分の判断とか創造的にできる時間を増やしていくという部分になります。

それをセットにしているところがありますので、つまり理想的にはそれが勤務時間にできれば一番いいのですけれども、軽減をしていきながら、自分の生きがいかという部分で、子供のために時間外をやっていくという部分はそれは必要でありますし、その自主的、創造的な部分は、時間外勤務の報酬の対象にはならないものではないかと思っています。

そういうものを含めて、教育調整額で調整する。

一方で長時間勤務を減らすために、働き方改革を進めていくことを一体的に進めていくというのが、中央教育審議会の考えですし、教育委員会もその考えにのっとって行っています。

あと歯止めをかけるために、他の市町村では行っていませんが、一関市では服務規程に、校長の命令がなければ午後8時以降は勤務をしてはいけないということをうたっております。

午後8時までやっていいという意味ではないです。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：請願の中で、教育長が言ったとおり、記1、2というのは関連性があるって1つだけすまないということで、国に対しての意見書なので、こういう内容になるのですけれども、これは一体性があるので給特法廃止、労働基準法完全適用と、あとは実効性のある学校の働き方改革云々は国のことなので、ここは市として意見書を、教育委員会としてもこれは今の話をそう思って聞くとそうなのだと感じました。

1つ質問します。

学校現場で労働基準法を適用している職種をお聞きします。

委員長：八木学校教育課長。

学校教育長：労働基準法を適用しているのは事務職と、正採用の用務員が該当しております。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：労働基準法の部分は、時勢に合わせながら何とか改善されているようございます。

だから、学校的には今の話もあるのだけれども、労働基準法の適用は国としてしっかりやればやれることと私は認識しているのです。

だから、その辺は理解しまして、もう一つは、給特法の4%と今お話を聞きました。

先生の仕事が大体分かるのですが、現実のところ、給特法4%と今の時間外労働と言われる部分と比較するとどのぐらいの差があるか。

文部科学省の令和4年度の実態調査の中で、小学校で41時間、中学校で58時間とあるのですが、とても4%では間に合わないと思うのですけれども、この辺、単純比較の中でどうお考えなのかお伺いします。

委員長 : 時枝教育長。

教育長 : 先ほど申しあげましたように、私としては教育職、教職調整額の出ている職員に対して、時間外勤務手当というのはなじまないと思っておりますので、その時間外の時間とその調整額が釣り合っているかどうかというのは、なかなかコメントはできないところではありますが、勤務実態の調査等が出ている時間から見ると、その4%というのはかなり以前の状況でしたので、見直しは必要だと思っております。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員 : 今、国としては教職調整額10%、13%という議論をされているのですが、あと文部科学省と財務省のせめぎ合いだと思うのですが、それは置いておきまして、やはりこの思い、思う中でなかなか難しいけれども、この進んだ世の中で、学校教職場においても、労働基準法の適用というのは、時代、社会の要請だと思うのです。

その辺を教育長、主観で結構ですので、どう思われているかお伺いします。

委員長 : 時枝教育長。

教育長 : 先ほど申しあげましたように、専門性から、自主的、創造的な部分というのは、大きいところだと思いますが、それを時間はどれだけでもいいですということにはなりませんので、業務改善をしながら、ある程度1日の勤務時間に近いところで、業務をなせるようにしていきながら、教職員の健康を守るということは急務な課題であると思っております。

その健康を守りながら、自分の生きがいとして、自分の趣味を行う方もいると思いますし、あるいは部活動を行う方もいると思いますし、子供のことを生きがいとして、授業の準備や生徒指導とか、行事とかを行う方もいると思いますので、やはり今理想的なことを申しあげましたけれども、定量的な時間というよりは、教職員の健康とその生きがいという部分が大切になってくると思っております。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員 : 今の給特法の中で労働基準法に照らし合わせてですけれども、労働基準法の今言った健康、私たちが安全に働く、そういうことが労働基準法に入っています。

休日とか、そういうようなことが網羅されているので、その辺をやはり入れながら、言われたとおり、業務を削減していく。

あと学校でやらなくてもいいのは、いろいろな先生がやらなくてもいいのはどういう形になるか分からないけれども、そういうお任せするというような時代になってきているということで、労働基準法は本当に私、働く者の法律だから、教職員でもやはりその辺は必要だろうと思います。

以上です。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

教育長、教育次長、学校教育課長、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

休憩します。

(休憩 15 : 31～15 : 57)

委員長 : 再開します。

請願第6号の審査の進め方について協議を行います。

御意見のある方は御発言願います。

菅原委員。

菅原委員 : 今日、教育長や学校教育課長からの話を伺って、給特法に関してとか、先生の働き方に関しての説明などを受けたところですが、やはり給特法の考え方の中で出された請願なので、もう少し詳しく内容を聞きたいので、請願者の御意見を伺いたいと思います。

また、継続して審査をお願いします。

委員長 : ただいま、菅原委員から御意見の発表がございましたが、そのほか御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、ただいま菅原委員から、請願者から意見を伺うことと引き続き審査が必要との御意見がございました。

初めに、請願第6号について、慎重に審査を行うため、引き続き審査が必要との御意見について、お諮りいたします。

請願第6号については、継続審査の申出を行いたいと思います。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

次に、請願第6号の審査に当たり、請願者を当委員会にお呼びし、御意見を伺うべきとの意見について、お諮りいたします。

請願第6号の請願者を当委員会にお呼びし、御意見を伺いたいと思います。
さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
当委員会に請願者をお呼びし、御意見を伺いたいと思います。
請願者との日程調整が必要ですので、次回の審査の日程は正副委員長に一任願います。
さよう決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
議長を通じて参考人の出席を求めることといたします。
休憩します。

(休憩 16:01~16:14)

委員長 : 再開します。
ほかに請願第6号の審査の進め方について、御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、請願第6号の審査の進め方についての協議を終わります。
お諮りいたします。
本日の請願第6号の審査はこの程度とし、引き続き審査をいたしたいと思います。
さよう決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
以上で、委員会を散会します。
御苦労さまでした。

(午後4時14分 終了)